

第十三回国会 農林委員会議録 第十七号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

- 委員長 極浦 東介君
- 理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
- 理事 平野 三郎君 理事 井上 良二君
- 宇野秀次郎君 小淵 光平君
- 川西 清君 坂田 英一君
- 坂本 實君 千賀 康治君
- 中馬 辰雄君 原田 雪松君
- 大森 玉木君 坂口 主税君
- 高倉 定助君 竹村奈良一君

出席政府委員

- 大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君
- 農林事務次官 野原 正勝君
- 農林事務官(養蚕局長) 寺内 祥一君
- 林野庁長官 横川 信夫君

委員外の出席者

- 専門員 藤波 理平君
- 専門員 岩隈 博君
- 専門員 藤井 信君

三月二十四日

森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出、衆法第一五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

- 小委員の補欠選任
- 連合審査会開会要求に関する件
- 閉鎖機関日本養蚕統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(小淵光平君外二十二名提出、衆法第一〇号)

森林法等の一部を改正する法律案(平野三郎君外二十三名提出、衆法第一五号)

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この機会に念のためお知らせいたします。昨三月二十四日平野三郎君外二十三名提出、森林法等の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりました。御承知をお願います。

○松浦委員長 次に小委員の補欠選任につきましてお諮りいたします。委員の異動に伴い、本委員会に設置せられておりましたところの各小委員会に欠員を生じております。この際その補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松浦委員長 御異議なしと認めます。それでは畜産に関する小委員に井上 良二君 竹村奈良一君 足鹿 覺君

肥料に関する小委員に 井上 良二君 足鹿 覺君 農林公共事業に関する小委員に 石井 繁九君 竹村奈良一君 請願審査小委員に 石井 繁九君 竹村奈良一君 以上の通り指名いたします。

○松浦委員長 次に閉鎖機関日本養蚕統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案を議題といたし、前会に引続き質疑を行います。小淵光平君。

○小淵委員 この法律の要点は、言うまでもなく、元の養蚕統制会社の残余金を国会に入れるということ、入れその金については免税措置を行う。こういふことがこの法律の精神でありますけれども、養蚕統制法という法律はすでに失効をしておる法律でありますから、その法律が命じておつたところの繭糸価格安定の資金であるということ、根拠法がなくなつた後にはすでにその性格を失つておると思ひのであります。さらにこの金は日本養蚕業に引渡すべしという命令がすでに行われておるにもかかわらず、これが行われていない。行われていないのは、もかくといつたしまして、この金が、養蚕業に引渡すべしといわれたそのときに、すでにこの積立金の性格は全然その本質を失つておるのであります。この根拠法がなくなつたこと、命ぜられた養蚕業に引渡し得なかつたことによつて、これは一般剰余と当然みなすことができると思つておるわけでありまして、この提案の理由を見ますと、この資金は繭糸価格安定のために積み立ててあつたものであるから、当然その精神に沿つて国に繰入れべきものである。この精神をくむてありますけれども、この精神をくむてありますならば、さきに特別会計

を起した三十億円のうちにこの金が繰入れられるということならば承がでるのでありますけれども、これは雑収入の中に繰入れられるということになりますると、予算の面を見ましてもその精神が一貫をいたしておらないことを、私は非常に遺憾をいたしておるわけでありまして、もちろんこの繭糸価格安定法ができませんそのことは、当時の提案理由にもありますように、繭糸価格の安定施設というものは輸出貿易の上にも、農家の養蚕業の安定性からも、国際情勢に対する国家施策としても当然必要であるから、特別会計を起し繭糸価格安定法という法律をつくつてやつて行く、こういうふうに書いてありますので、しばしば説明を受けておるうちに、この金が見返りになつて繭糸価格安定法という法律に基く三十億ができたのであるということが、私はどうも了解に苦しんでおるわけでありまして、そういったしますならば、当時この金について見返りとなつておる十五億何が他三億七千万の金であるとか、今の一億何がしという金が同率に国に入つて行くべきものであると考へるのであります。それならば、これらのものははとんど入らないで、例の一億六十五万五千円のみだけが入るといふことになりますると、私は一般の剰余金からただ国に入れんがために免税措置まで行つて入れるというふうに解釈ができてないものでありますけれども、これをわかりやすく、そうでないのだという

御説明をお願いしたいと存じます。

○寺内政府委員 ただいま御質問の趣旨は、私にはちよつとのみ込みない点がありますけれども一応お話ししますと、この資金は、そも／＼養蚕統制株式会社が活動いたしております間に、繭糸価格の異常なる変動によつて業界がこうむる損失を養蚕統制株式会社がかうむる損失を養蚕統制株式会社で、この前の委員会で話いたしました通り、輸出業者が納めます金額の一定金額あるいは統制会社自体が生糸の売り買いによりまして得た利益の一定金額を積み立てまして、これによつて繭糸価格の変動を防止するという趣旨をもつて積み立てた資金なのであります。そういう趣旨で積み立てた金であります。また統制会社が解散になりましたときに、当時はその業務を引き継いで行つておりました日本養蚕業会というものをつくつたのであります。統制会社のやつておりました仕事を養蚕業会が大体そのまま引継いだのでありますから、この資金もやはりそういう趣旨に使用するように養蚕業会へ引継ぐ規定を養蚕業法の附則で設けたのであります。これの引継ぎのいろいろの手続をとつております間に、業会の方が閉鎖機関に指定されてしまいました。従いまして活動ができなくなつた。従いまして繭糸価格安定のために積み立てた資金の行きどころがなくなつた。ところが国家的に見まして、繭糸価格の安定施設を何らか行ななければなら

いという要項が起りまして、それでは
こういう統制会社であるとか業会であ
るといふような民間の団体をつくつて
やるということではなくして、政府みず
から特別会計を設けてやろうというこ
とになつたのであります。従いまして
そのための特別会計の資金といたしま
して、この前の国会で御承認を得まし
て、三十億の系価安定特別会計とい
うものができたのであります。この特
別会計をつくります過程におきまし
て、農林省と大蔵省という、交渉い
たしましたときに、大蔵省の方から、
それでは何か見返りの財源を見つけて
もらいたいという話がありました。そ
れには蚕糸業会が生糸の公定価格の値
上りによつて差益が出て、この特別会
計の語ができました。以後に納むべ
き金が約十五億ありましたので、それ
を将来納めます。それから業会の剰余
金の中から指定寄付として三億五千
万が寄付されている、それからだいま
法律が出ております。統制会社の安定資
金として、特別会計と同じ趣旨で積み
立てておりました金額が一億ございま
したので、合計約二十億ばかりの資金
を差上げます。これを一般会計の収入
に繰入れて見返りといひ、十億プラ
スいたしました。一般会計から特別会
計へ三十億の繰入れができました。系
価安定特別会計ができたのでありま
す。そういう経緯でございますから、
この統制会社が活動当時の系価価格安
定のために積み立てました資金をその
目的の通り使用することになりました。
政府に納付することになりました。ま
たこれを政府に納付するから、これに
は税金をかけないということになつて
おるのがこの法律の趣旨でございます。

○小淵委員 そりい趣旨であるとい
たしますならば、蚕糸業会その金
が当然入らなければならぬ、また一
億六十五万五千円のものも同時に入ら
なければならぬ、これならばよくわか
ります。入る金が系価価格安定のため
に必要な資金にひもがついて入つて行
くということであるならばわかりませ
うけれども、全然利益の中にそれが入
つて行くということでありませう。た
だそりいふにりくつをつけたとい
うことにしか私も解釈ができません
であります。この金は先ほど申しまし
たように、目的はさうに積み立てた
のであるけれども、その積立てを命じ
ておるところの根拠法規は全然なくな
つておりますし、株主は当時この金は
蚕糸業会に入れるということだけは当
然命令でありますから承知はいたして
おりますけれども、根拠法規がなく
つて今日一般剰余金となつておるもの
を、さらに法律をつくつて国の方へ
入れるということにはまだ了解はして
おらないと思つております。かよう
な点に疑問が持たれておりますので、
いまいしくわかるようにお話をお願い
いたします。

○寺内政府委員 統制会社の株主の間
で、系価価格安定に使用するために業会
へ納めろというあの蚕糸業法の附則があ
ることは御承知の通りであります。ま
たそりい趣旨であらう附則があつ
て、わざ／＼特に統制会社の一般剰余
金の中へ繰入れなかつた趣旨は、株主
が十分了解しておるのであります。
まだこりい法律を出しますことにつ
いて、昔の株主であつた者からこれを
いかぬという反対論を私のところへな
り、あるいは農林省へ申し出た者は一
人もありませんので、株主も全部その
趣旨を了解しているものと私は考えて
おります。

○小淵委員 あとは議論になりますか
ら……。それではこの金を政府の方に
入れる。政府の方は繰入で入れるとい
うことになりませう。政府に入るとい
うことになりませうならば、政府に入
れるものについては剰余金が入るので
ありますから、当然税金をとつて入れ
れば、免税措置という別に法律をつ
くつて入れる必要はないと思つたので
ありますけれども、どうして免税措置を
行つて入れるのか、こりいことが了
解に苦しむわけでありませう。もしこ
ういふ措置が行われるといたしますら
ば、これが大体性格を同じくするもの
が、剰余金等のある場合について
は、免税措置が行われることがあるか
どうか、またこりいような立法をす
れば、そりいような免税措置ができ
るといふふうな了解をしてよろしいか
どうか、この辺についてお伺いをいた
したいと思つております。

○泉政府委員 お答えいたします。ま
ず第一に今回閉鎖機関であります日本
蚕糸統制株式会社がかつて積み立てま
した系価価格安定資金を国へ引渡すこ
とにいたしました。それにつきまして
日本蚕糸統制株式会社の清算金に對す
る法人税及び営業税の課税にあたりま
して、なぜこれを損金に算入するとい
う規定を設けたかという點からお答え
いたしますと、先ほど蚕糸局長からお
話がございましたように、今回国に引
渡すこととされる金額につきまして
は、旧蚕糸統制法に基きまして系価
価格安定のために特別に積み立てて来
たといふいきさつがあるわけございま
す。その当時におきました、系価
格安定資金に繰入れた金額につき
ましては、これを法人税の課税上損金
に算入するということにしておつたの
であります。そこで系価価格安定資金
から繰出しまして、国へ引渡すとい
うことになりました。その際当時法人
税法上損金に算入したという規定が働
かなくなりました。益金に算入される
ということになるわけでありませう。そ
れではせつかく国に引渡すとする目
的が達成できなくなるので、国に引渡
すの金が昨年制定されました系価安
定法による特別会計に入るわけではな
いのでありますけれども、その金額を
見合ひにしてそりい特別会計を設け
たといふ趣旨から申しますと、やはり
その金額がまる／＼入らないという形
になるのも妙な關係になるので、技術
的に申し上げれば、税金をとつて
残りを入れればいいのじやないかとい
うことも、それはでき得ないこととは
ないのでありますけれども、税金の方に
営業税がございまして、国へ全部行か
ないで地方へ行くといふような關係も
あります。そりい點を考慮しまし
て、国に引渡したものは、全額清算金
に對する法人税及び営業税の課税上損
金に算入するといふふうにした方がい
いだらうといふ見地のもとに、このよ
うな免税規定を特に設けた次第でござ
います。

○泉政府委員 御質問の御趣旨がよく
わかりかねるでございませうが、政府が
都合がいいようによつて法律を改正
したり、つくりましてやつておるとい
うのではないのでございまして、先ほ
ど蚕糸局長からお話がありましたよう
に、昨年系価安定特別会計をつくりま
す当時のいきさつからいたしまして、
そりいあり方がいひだといふこと

で、そういう結論に基いて今回こういふような法律案を提案されているのでございまして、政府の都合が悪いからという、それだけのものではないのであります。先ほど申し上げましたように、その資金の生い立ち、それからそれが今同様に設けられました蘭系価格安定資金と見返りに国に引渡されるという点、こういう点からいたしまして、やはりこうした特別立法をした方が適當であるというふうに考えられるのであります。かつてに解釈をゆがめているわけではございません。

○小淵委員 見返りになつておるといふことはいささかにおいがしておらないのであります。提案理由について、何についても……。それから入れる金のついでには蘭系価格安定資金のうちのどの辺に入るといふ点においてもいささか不透明であります。この表面から見たときに、政府に入れるのであるから免税措置を行ふのだという、こういうふうな結論になつて参るわけではありますので、こういう措置をこのことについて行ふのであれば、これと同様なものがあつた場合にはさういふ措置をとることができるといふか、こういうことをお伺いしておるわけではあります。理由にも何にも今日までのところはいささか不透明でありますので、その点からいたしまして、特に都合がよろしいという点でございまして、論は難入な点から同じことなんでしょう。ただ地方に何分の一が行くか知りませんが、これを防がんとするのためにわざ／＼立法措置をつけて免税措置をやるといふことは、私はどうしても納得ができません。この点をお伺い

してはいるわけなんです。いま一度御説明をお願いしたいと思つております。

○泉政府委員 これと同じようなものがあればそれについて同じような法律をつくるかという御質問でございまして、これに完全に同じものがございませぬれば、同じようなことをやつて行くことになるわけでございますが、同じようなものがございませぬので、これだけ特別にやつておるといふことを御了承願ひたいのでございまして。なお日本蚕糸業会の残余財産の問題につきましては、小淵委員も昨年来いろ／＼な経緯も御存じのことであらうと思つておりますので、特に申し上げないで、完全に同じでございませぬけれども同じにいたします。そういうことだけ申し上げます。

○松浦委員 これももつて質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。竹村奈良一郎君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま提案された法案に反対の意見を申し述べた次第であります。

第一点といたしましては、この統制機関が剰余金を生んだのは、本委員会における政府側からの答弁によつて、輸出業者がいわゆる統制会社に寄付を集めて繰入れた金とか、あるいはその他の利益をもつて構成されておるのであります。その根本をわね／＼が考えますと、まずこれは戦時中におけるところの統制会社で、第一に生糸を輸出するといふ場合、あるいはその他の方法によつて得た利潤である。それからこういう積立金が生れた原因

は、やはりその根本は養蚕家でありまして、いわゆる繭をつくる人々の買上げ価格等が統制によつて安く買ひ取られ、それからその後の生糸が暴騰した等の利潤の一部が積み立てられたのであります。御承知のように戦時中におきましては、食糧増産の名目において桑園等が非常に整理された。そうしてほんとうの養蚕家は非常に苦境に追いやられて行つたものであります。従つてもちろんこの利潤というものが、それではないという論をなす者もありませんけれども、しかし元は繭がなかつたならばこの利潤が生れて来ないところから考えますと、結局問題は、戦時中にいろ／＼被害をこうむつたところの養蚕家に対して、この金が直接い

らるな形において使われるべきものだと考へるわけでありまして、もちろん政府は昨年いわゆる糸価安定のため特別会計を設けて、三十億というものをこれに支出している。従つてそこに繰入れられる一部をなすかも知れないといふことを言われておりますけれども、しかしあの蘭系価格安定法案を見ても、みましても、実際の法案に対してもわれ／＼が反対したごとく、蘭系価格安定といわれておりますけれども、事実糸価安定でありまして、繭価というものはあつたらしくとどくつたようになりましても、その名前は糸価安定に至りましても、その内容は特別会計に特別会計になつておりました。蘭系価格安定特別会計ではない。従つて繭というものに對しましては度外視されておる。そういうことは、特別会計の性格がはつきりこのことを物語つておるものであります。こういう意味から考えまして、私たちは単に政府の剰余金に繰

入れるのではなしに、これは養蚕家に対するところの、たとえば戦時中に整理された桑園に對する特別の補助とか桑園に對しては当時幾らかの補助は出しておるといふことを言つておられますけれども、しかし十分ではないのであります。あるいはまたそれ以外に養蚕家に対するところの共同施設、そういうものを設置するために、特別にこの金を使う方法を講ずべきが適當であると考へまして、私はこの案に反対するものであります。

○松浦委員 これにて討論は終局いたしました。

これより閉議機関日本蚕糸統制株式会社積立たる蚕糸価格安定資金の処分に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員 起立多数。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思つて、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松浦委員 御異議なしと認めまして、さう決します。

○松浦委員 此の際先ほどからお知らせいたしました森林法等の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入りたいと思つて、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松浦委員 御異議なしと認めまして、さう決します。

す。それでは本案の趣旨について提出者の説明を求めます。平野三郎君。

森林法等の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律案
(森林法の一部改正)

第一條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「十月三十一日」を「十一月三十一日」に、同條第四項中「十二月三十一日」を「翌年の一月二十五日」に改める。

第十三條第二項中「第十一條第二項」の下に「及び次項」を加える。

第十六條第二項但書を次のように改める。

但し、左に掲げる場合には、それぞれ公表があつた日から三十日以内に、更に申請書を提出することができる。

一 第九條第三項(第十三條第三項)において準用する場合を含むもの規定による森林区実施計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合

二 第十條第四項又は第十二條第一項の規定による森林区実施計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合

三 第七項の規定により新たに許可すべき伐採立木材積の数量の公表があつた場合

三

律第二百四十九号) 第九百九十一條第三項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 森林法第九十一條第三項の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分のおつた日から六十日以内に行なわれなければならない。

○平野委員 ただいま御審議を願います。森林法等の一部を改正する法律案につきまして提案理由を説明いたしました。

この法律案は、去る第十国会で制定せられた森林法並びに国有林野法の一部をそれぞれ改正するものであります。

まず森林法であります。同法は、戦後の経済事情の変化に応じて、森林の保護培養と森林生産力の発展をはかることを趣旨として制定せられ、その円滑な運用を期して参つたのであります。その後の施行の状況にかんがみまして若干の改正を行う必要が生じたので、所要の改正を行ない、法律運用の完璧を期したいと存する次第であります。

その改正の主要な点を申し述べます。ならば、第一に従来森林法実施計画に基く伐採の許可の申請は、年一回だけ認められていたものであります。都道府県知事が許可した伐採立木材積が森林法実施計画に定められた許容限度まで達しない場合に限り、都道府県知事は、さらに森林法実施計画に定められ

た許容限度に達する数量の範囲内において新たに許可すべき伐採立木材積の数量を六月一日に公表し、これに基づいて伐採の許可をなし得るようにならうと存するのであります。

第二に森林法実施計画案の公表の期日を十月三十一日から十一月三十日に、森林法実施計画の決定の期日を十二月三十一日から翌年の一月二十五日にそれぞれ繰り下げることにし、森林法実施計画の編成準備の便宜に資し、森林計画の精度の向上を期したいと存する次第であります。

第三に保安林におきましては、立木の損傷につきましても都道府県知事の許可事項として荒廃の防止をはかることとしたのであります。

以上申し述べましたところが、この法律案のおもな改正点であります。同時にやゝこまかな点にわたりますが、市町村長が国有林野またはそれに近接する土地について火入れを許可する場合には、従来営林局長の承認を要したのを営林局長の承認で足るものとする。出資森林組合及び出資森林組合連合会の指導監督のため年一回定期検査を行うこと、土地收用法の全文改正に伴い、森林法で準用している同法の関係規定を整備すること等、その他の点につきましても、今回あわせて改正をいたしたいと存するのであります。

次に国有林野法につきましても、森林法と同様に新土地收用法の施行に伴いまして国有林野法中の関係規定を整備しようとするものであります。以上簡単に御説明を申し上げたのであります。慎重御審議の上、御協賛を御願ひ申し上げる次第であります。

○松浦委員長 この法案に対する質疑は次会に行うことにいたします。

○松浦委員長 次に森林火災国営保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この法案に対して質疑または意見があれば発言を許します。

○井上(良)委員 ちよつと二、三質問しておきたいと思つております。

○横川政府委員 全人工造林、特に民有林につきましても、ただいまの統計では全面積が三百九十万町歩ございまして、そのうちただいま保険の対象になつておりますのが五十九万町歩でありまして、壯齡林を加えますと、壯齡林がただいまの見通しでは年間二万七千町歩加入の見通しでございまして、五箇年間で十三万五千町歩という予定になつております。

○井上(良)委員 この保険の内容を開いてみると、非常に複雑でございまして、たとへば樹種別それから樹齡別、地域別というふうないろいろわかれておるようでございまして、ここで問題になりましますのは、資料によりまして、この保険の收支で、この保険は昭和十二年以来契約が実行されて参つておりますが、その收支はずつと赤字になつております。一番最近の例では、二十五

年の年度末において、約五千万円の赤字になつております。それで積立金が七千五百万円ほどするような報告になつております。そういういたしますと、ここで保険料をもう少し下げるといいますか、現在千円について七円の保険料であります。これを五円ぐらいに下げるといふことになりませんか、どういふことになりませんか。その点をひとつ伺つておきたいと思つております。

○横川政府委員 お話のように、昭和十二年以来、この保険が始まりましたから昭和二十一年、二十二年の年度だけ赤字でございまして、それも二十三年で回復いたしました。ただいま七千五百万円ほどの積立金を持つておるような状態でございますが、この料率は従来の料率から見ますと、非常に引下げられておるのであります。ただいまお話のように、七円を五円にしてみたらどうかというお話でございますが、逐次料率は下げて参りたいと思つております。御承知のように森林火災といふのは、年によりまして、非常に広範囲に起きて参るものでありますので、ただいま資料に差上げておられますような程度の引下げにいたしました。結果を見まして、逐次また引下げをいたして参りたい、さういふことでございまして。

○井上(良)委員 大体今まで幼齡林が火災の一番発生する危険林であるといふところで、幼齡林を対象にしておつたわけですね。そこで今度はその見地から考へて、最近壯齡林の方にも火災の発生件数が非常にふえて来たからといふところから、壯齡林までこれを擴大しよう、こゝういふことでございまして、壯齡林全体に対しては、火災の危険率は、幼齡林に比べて非常に少い、

そういう點からも、この料率を下げて十分まかない得るといふ、こゝに一つの見通しがつくと思つておりますので、この點はひとつ事務当局で、専門的に検討をいたしたいと思つております。

それからいま一つ伺つておきたいのは、この保険契約事務を、一部市町村のほか、森林組合及び森林組合連合会において取扱うことができるようにした。さうすると農業協同組合が取扱することは、これはぐあいが悪いのですか。どういふわけで農業協同組合を取扱の対象外に置いたのですか。それをお伺ひしたい。

○横川政府委員 この保険は、御承知のように無審査保険でありまして、よく森林の事情を心得たところで扱つていただくというのが、最も望ましいことなのであります。さういふ點から申しますと、やはり農業協同組合は森林の事情については、森林組合よりも知り方が少いといふふうに考えられますので、森林組合だけにいたしましたのであります。

○井上(良)委員 この森林組合及び森林組合連合会が、保険事務を取扱う場合の監督は、一体どういふぐあいにするのですか。これは監督がうまく行かぬと、こゝにいろいろ問題が起つて来るのとわれわれは想像いたしますので、その監督のやり方、及びその監督権は県が持つのか、長野県直接監督官を各組合に派遣して、定期的に監督しようといふのか。その監督のやり方いかんでは、非常に問題が起つて来ると思つておりますが、その点どうなつておりますか。

○横川政府委員 都道府県が中心になつて監督するようになつておりますのであります。

で、特に全国に、きわめてわずかであります。八十三名の全国費の職員を配置いたしております。その人々が監督をいたしております。従来相当の事務を取扱っておりますが、事故を起した例はきわめてまれでございます。

○松浦委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、これにて質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。本案については、別に討論の通告もございませんので、討論を省略してただちに採決いたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。よつてこれより森林火災国営保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 さようとりはからいます。

○松浦委員長 なおこの際お諮りいたします。特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案、これが建設委員会に、また農林省設置法等の一部を改正する法律案が内閣委員会にそれぞれ付託になつておるのでありますが、本

委員会と特別の関係がございますので、連合審査の要求をいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 それではさようにとりはからいます。なお連合審査会開会の日時、その他については、関係委員長と協議の上決定したいと思ひますので、その点委員長におまかせ願ひます。

午後零時一分散会

〔参照〕

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
森林火災国営保険法の一部を改正する法律案（小淵光平君外二十二名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕